

# こどもと一緒に明るい未来へ

あか

みらい

いつしょ

問

「こども未来課

みらいか  
☎ 073-441-2491

FAX 073-441-2491

すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」。これは、令和5年4月に施行された「こども基本法」がめざす姿です。こどもの声を聴き、こどもの視点に立った取組を進めることで、こどもまんなか社会の実現につながっています。これからもこどもの未来を作る主役はこどもたちです。県では、こどもの声を聴くこと、こどもの成長やこどもを生み育てる人を支援する「こども施策」を進めることに、一層力を入れて取り組んでいます。

Q 「「こども」って何歳までのこと? A 年齢で区切らず、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

「こども」もまんなか社会の実現のために、すべての人が、こどもを社会の一員と捉え、その意見を尊重する意識を持つことが大切です。自分の声が社会に影響を与えるという経験は、「こどもの自己肯定感や社会の一員としての意識を高めます。また、当事者である「こどもの意見を聞くことで、行政機関はより効果的な施策を講じることができます。県においても、こどもまんなか社会をつくるため、こどもの声を広く集める取組を始めています。

「こども基本法」を  
もっと知ろう



## こどもの声に耳を傾ける

例えれば・・・

### アンケートの実施

さまざまな形で意見を聞くため、こどもを対象としたオンラインアンケートを行っています。  
(※モニター募集は既に終了)

集めた意見は…

より良い和歌山県をつくるための施策づくりや  
計画づくりに活用



## こどもの声を聴くために

「こどもへのヒアリング」「大人に話を聞いてもら正在中」等をテーマに、小・中・高校などでこどもの意見を聞く場を設けています。

「こども施策審議会」の委員を高校生に委嘱しています。



こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」および  
こどもへの聞き取り結果を基に県作成

## こどもの権利を知る

世界中のすべてのこどもが持つ権利を定めた「児童の権利に関する条約」では、①こどもの意見の尊重、②生命、生存および発達に対する権利、③差別の禁止、④こどもの最善の利益といった4原則が特に重要な考え方となっています。こどもの権利を守るために、大人もこれらの権利を理解し、尊重することが大切です。

### 児童の権利に関する条約 「こどもの意見の尊重」

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



和歌山県こども施策審議会 委員  
桐蔭高校 田中 那美さん

こどもまんなか社会の実現には、こどもの声を大人が聴き、その声を基盤とした社会づくりが進むことが大切だと思います。

家庭や学校のほか、こども食堂など地域の中にもこどもが安心して過ごせる場がたくさんあれば、もっと意見を言う機会が増えたり、意見を言いやすくなるのではと感じています。

こどもの声が反映された社会づくりが進むよう、私もこども代表の委員として思いを伝えています。

こども施策審議会  
高校生の田中委員に  
聞きました!

インタビュー